

使用料・手数料の改正内容及び問い合わせ先

(単位:円)

内 容	区 分	基準条件	使用料・手数料		備考
			現行額	改正額	
●行財財産関係 担当:総務課管財係 Tel 52-3311					
土地(年額)	下限		5,000	10,000	使用期間が1年未満の場合
電柱等(年額)	コンクリート柱又は木柱		310	－	道路占用料に合わせる
	支線又は支柱		310	－	
	鉄柱		310	－	
	郵便差出箱		240	－	
●公民館、集会施設など 担当:公民館 社会教育課社会教育係 Tel 52-3075 住民センター・ぽつぽ 総務課管財係 Tel 52-3311 ※冬季料金(11月～4月)下記使用料の50%加算					
中央公民館	講堂	午前	6,890	7,600	
	講堂	午後	10,280	11,400	
	講堂	夜間	10,280	11,400	
	講堂	全日	22,520	24,800	
	第1研修室	午前	1,230	1,400	
	第1研修室	午後	1,440	1,600	
	第1研修室	夜間	1,540	1,700	
	第1研修室	全日	3,700	4,100	
	第2研修室	午前	1,230	1,400	
	第2研修室	午後	1,440	1,600	
	第2研修室	夜間	1,540	1,700	
	第2研修室	全日	3,700	4,100	
	第1会議室	午前	1,230	1,400	
	第1会議室	午後	1,440	1,600	
	第1会議室	夜間	1,540	1,700	

内 容	区 分	基準条件	使用料・手数料		備考
			現行額	改正額	
	第1会議室	全日	3,700	4,100	
	第2会議室	午前	1,230	1,400	
	第2会議室	午後	1,440	1,600	
	第2会議室	夜間	1,540	1,700	
	第2会議室	全日	3,700	4,100	
	実習室	午前	1,230	1,400	
	実習室	午後	1,440	1,600	
	実習室	夜間	1,540	1,700	
	実習室	全日	3,700	4,100	
	和室研修室	午前	1,540	1,700	
	和室研修室	午後	1,740	2,000	
	和室研修室	夜間	1,850	2,100	
	和室研修室	全日	4,620	5,100	
	調理実習室	午前	2,360	2,600	
	調理実習室	午後	2,670	3,000	
	調理実習室	夜間	2,880	3,200	
	調理実習室	全日	7,090	7,800	
	多目的ホール	午前	2,570	2,900	
	多目的ホール	午後	2,880	3,200	
	多目的ホール	夜間	3,080	3,400	
	多目的ホール	全日	7,710	8,500	
	農事研修室	午前	1,230	1,400	
	農事研修室	午後	1,440	1,600	
	農事研修室	夜間	1,540	1,700	
	農事研修室	全日	3,700	4,100	

内 容	区 分	基準条件	使用料・手数料		備考
			現行額	改正額	
	サークル室	午前	920	1,100	
	サークル室	午後	1,020	1,200	
	サークル室	夜間	1,130	1,300	
	サークル室	全日	2,770	3,100	
	農村資料室	午前	2,570	2,900	
	農村資料室	午後	2,880	3,200	
	農村資料室	夜間	3,080	3,400	
	農村資料室	全日	7,710	8,500	
勝山公民館	多目的ホール	午前	2,880	3,200	
	多目的ホール	午後	3,180	3,500	
	多目的ホール	夜間	3,490	3,900	
	多目的ホール	全日	8,640	9,600	
	会議室1	午前	1,440	1,600	
	会議室1	午後	1,540	1,700	
	会議室1	夜間	1,740	2,000	
	会議室1	全日	4,320	4,800	
	会議室2	午前	1,330	1,500	
	会議室2	午後	1,440	1,600	
	会議室2	夜間	1,640	1,900	
	会議室2	全日	4,010	4,500	
	研修室	午前	1,020	1,200	
	研修室	午後	1,130	1,300	
	研修室	夜間	1,230	1,400	
	研修室	全日	3,080	3,400	
	調理実習室	午前	1,950	2,200	

内 容	区 分	基準条件	使用料・手数料		備考
			現行額	改正額	
	調理実習室	午後	2,160	2,400	
	調理実習室	夜間	2,360	2,600	
	調理実習室	全日	5,860	6,500	
	高齢者研修室	午前	1,130	1,300	
	高齢者研修室	午後	1,230	1,400	
	高齢者研修室	夜間	1,330	1,500	
	高齢者研修室	全日	3,390	3,800	
	特別利用	全館(1泊2日)	48,340	53,200	
境野公民館	集会室	午前	2,600	2,900	
	集会室	午後	2,900	3,200	
	集会室	夜間	3,200	3,600	
	集会室	全日	7,800	8,600	
	研修室1	午前	1,100	1,300	
	研修室1	午後	1,300	1,500	
	研修室1	夜間	1,400	1,600	
	研修室1	全日	3,300	3,700	
	研修室2	午前	1,100	1,300	
	研修室2	午後	1,300	1,500	
	研修室2	夜間	1,400	1,600	
	研修室2	全日	3,300	3,700	
	会議室	午前	1,300	1,500	
	会議室	午後	1,500	1,700	
	会議室	夜間	1,600	1,800	
	会議室	全日	3,900	4,300	
	調理室	午前	1,500	1,700	

内 容	区 分	基準条件	使用料・手数料		備考
			現行額	改正額	
	調理室	午後	1,700	1,900	
	調理室	夜間	1,800	2,000	
	調理室	全日	4,500	5,000	
	特別利用	全館(1泊2日)	45,600	50,200	
秋田地区住民センター	研修室	午前	2,050	2,300	
	研修室	午後	2,260	2,500	
	研修室	夜間	2,460	2,800	
	研修室	全日	6,170	6,800	
	和室	午前	1,230	1,400	
	和室	午後	1,440	1,600	
	和室	夜間	1,540	1,700	
	和室	全日	3,700	4,100	
	会議室	午前	720	800	
	会議室	午後	820	1,000	
	会議室	夜間	920	1,100	
	会議室	全日	2,160	2,400	
	調理室	午前	1,440	1,600	
	調理室	午後	1,640	1,900	
	調理室	夜間	1,740	2,000	
	調理室	全日	4,320	4,800	
	特別利用	全館(1泊2日)	32,910	36,300	
拓殖住民センター	講堂	午前	1,440	1,600	
	講堂	午後	2,050	2,300	
	講堂	夜間	2,570	2,900	
	講堂	全日	5,140	5,700	

内 容	区 分	基準条件	使用料・手数料		備考
			現行額	改正額	
	和室A	午前	920	1,100	
	和室A	午後	1,230	1,400	
	和室A	夜間	1,440	1,600	
	和室A	全日	2,880	3,200	
	和室B	午前	410	500	
	和室B	午後	510	600	
	和室B	夜間	610	700	
	和室B	全日	1,230	1,400	
	研修室	午前	720	800	
	研修室	午後	920	1,100	
	研修室	夜間	1,230	1,400	
	研修室	全日	2,360	2,600	
	調理室	午前	920	1,100	
	調理室	午後	1,230	1,400	
	調理室	夜間	1,440	1,600	
	調理室	全日	2,880	3,200	
	特別利用	全館(1泊2日)	28,800	31,700	
川向住民センター	講堂	午前	2,050	2,300	
	講堂	午後	3,080	3,400	
	講堂	夜間	3,700	4,100	
	講堂	全日	7,500	8,300	
	和室	午前	920	1,100	
	和室	午後	1,230	1,400	
	和室	夜間	1,440	1,600	
	和室	全日	2,880	3,200	

内 容	区 分	基準条件	使用料・手数料		備考
			現行額	改正額	
	研修室	午前	1,020	1,200	
	研修室	午後	1,330	1,500	
	研修室	夜間	1,640	1,900	
	研修室	全日	3,180	3,500	
	調理室	午前	1,230	1,400	
	調理室	午後	1,540	1,700	
	調理室	夜間	1,850	2,100	
	調理室	全日	3,700	4,100	
	小会議室	午前	510	600	
	小会議室	午後	610	700	
	小会議室	夜間	720	800	
	小会議室	全日	1,330	1,500	
	特別利用	全館(1泊2日)	37,020	40,800	
ぽっぽ	第一研修室	午前	1,230	1,400	
	第一研修室	午後	1,850	2,100	
	第一研修室	夜間	2,050	2,300	
	第一研修室	全日	4,520	5,000	
	第二研修室	午前	920	1,100	
	第二研修室	午後	1,230	1,400	
	第二研修室	夜間	1,440	1,600	
	第二研修室	全日	3,180	3,500	
	視聴覚室	午前	920	1,100	
	視聴覚室	午後	1,230	1,400	
	視聴覚室	夜間	1,440	1,600	
	視聴覚室	全日	3,180	3,500	

内 容	区 分	基準条件	使用料・手数料		備考
			現行額	改正額	
	第三研修室	午前	2,360	2,600	
	第三研修室	午後	3,490	3,900	
	第三研修室	夜間	3,900	4,300	
	第三研修室	全日	8,640	9,600	
●公民館設備、備品等 担当:社会教育課社会教育係 TEL 52-3075					
放送音響設備	音響設備(大)	1式	5,760	6,400	中央公民館講堂
	音響設備(小)	1式	4,010	4,500	中央公民館講堂
	放送設備	1式	2,050	2,300	各公民館
照明設備(中央公民館)	照明設備(大)		11,410	12,600	
	照明設備(小)		2,360	2,600	
その他の備品(中央公民館)	グランドピアノ	1台	6,890	7,600	
	アップライトピアノ	1台	3,490	3,900	
	結婚祝賀会用品	1式	6,580	7,300	
	祝賀会用食器	200人未満	2,360	2,600	
	祝賀会用食器	200人以上	3,490	3,900	
●地域集会施設 担当:総務課管財係 TEL 52-3311					
常盤・拓実・川南・豊住・安住中里・北光会館	1回		2,360	2,600	
●墓地・火葬場・霊柩自動車 担当:町民生活課住民生活係 TEL 52-3315					
墓地	旧区画	1区画	5,000	5,500	
	置戸新区画	1区画	20,000	22,000	
	境野新区画	1区画	20,000	22,000	
勝山墓園		1区画	20,000	22,000	

内 容	区 分	基準条件	使用料・手数料		備考
			現行額	改正額	
南ヶ丘墓園		1区画	20,000	22,000	
葬斎場(火葬炉)	15歳以上	死体1体	10,000	15,000	
	15歳未満	死体1体	6,500	10,000	
	死産児	死体1体	3,000	5,000	
葬斎場(焼却炉)	人体の一部	死体1体	3,000	5,000	
	胞衣産あい物	死体1体	1,000	2,000	
霊柩自動車(基本額)			8,980	9,880	
霊柩自動車(加算額)	10kmまで		3,940	4,340	
	20kmまで		7,030	7,740	
	30kmまで		11,410	12,560	
	40kmまで		15,820	17,410	
	50kmまで		20,210	22,240	
// 50kmを超え150kmまで	20km増す毎		7,030	7,740	
// 150kmを超え500kmまで	30km増す毎		11,410	12,560	
// 500kmを超える場合	50km増す毎		20,210	22,240	
// 乗車定員6名を超える場合	3名増す毎		1,230	1,360	
霊柩自動車(深夜早朝割増)午後10時～午前5時	1作業につき		1,900	2,090	
//	30分毎		970	1,070	
霊柩自動車 遺体留置の場合 遺体積込場所～最終取り降ろし	30分を超える部分	30分毎	2,090	2,300	
●農業、畜産関係 担当:産業振興課農業振興係 Tel 52-3313					
勝山ふれあい農園	1区画(100㎡)当たり		2,000	2,200	
	10㎡当たり割増増減		200	220	
勝山活性化センター	全館	月額	30,000	33,000	
釧北牧場(放牧)	放牧料金	1頭1日	250	270	

内 容	区 分	基準条件	使用料・手数料		備考
			現行額	改正額	
	人工授精事業加算額	1頭1日	100	110	
釧北牧場(採草)	上畑地	10aにつき年	4,500	4,950	
	中畑地	10aにつき年	3,500	3,850	
	下畑地	10aにつき年	2,500	2,750	
●境野交流センター 担当:産業振興課農業振興係 Tel 52-3313					
宿泊施設	短期(光熱水費含む)	1人1泊	2,050	2,300	
	長期 Aタイプ	1世帯1月	25,000	27,500	
	長期 Bタイプ	1世帯1月	18,000	19,800	
	長期 Cタイプ	1世帯1月	15,000	16,500	
暖房料(10月～4月)	短期	1泊につき	610	670	
●若者交流センター 担当:産業振興課商工観光係 Tel 52-3313					
宿泊室1(シングル)	短期(1人1泊)大人		3,390	3,700	
	短期(1人1泊)大人	10月～4月	4,000	4,400	
	短期(1人1泊)小人		2,260	2,500	
	短期(1人1泊)小人	10月～4月	2,870	3,000	
	長期(1人1月)大人		22,000	24,000	
	長期(1人1月)大人	10月～4月	27,650	29,000	
	長期(1人1月)小人		13,200	15,000	
	長期(1人1月)小人	10月～4月	18,850	18,000	
宿泊室2(ツイン)	短期(1人1泊)大人		4,320	4,800	
	短期(1人1泊)大人	10月～4月	4,930	5,800	
	短期(1人1泊)小人		2,880	3,200	
	短期(1人1泊)小人	10月～4月	3,490	3,800	

内 容	区 分	基準条件	使用料・手数料		備考
			現行額	改正額	
●ファミリースポーツセンター 担当:社会教育課社会体育係 Tel 52-3075 ※競技場会議室(各種目的室を含む。)に係る暖房加算料金 下記使用料の50%加算					
競技場	個人使用		無料	無料	
	入場料徴収なし	アマチュア・レク	無料	無料	
	入場料徴収なし	その他の使用	16,200	17,900	
	入場料徴収	アマチュア・レク	16,200	17,900	
	入場料徴収	その他の使用	54,000	59,400	
格技室	アマチュアスポーツ・レクリエーション等		無料	無料	
	その他の使用	午前	3,240	3,600	
	その他の使用	午後	3,780	4,200	
	その他の使用	夜間	4,320	4,800	
	その他の使用	全日	9,180	10,100	
健康体操室	アマチュアスポーツ・レクリエーション等		無料	無料	
	その他の使用	午前	1,080	1,200	
	その他の使用	午後	1,260	1,400	
	その他の使用	夜間	1,440	1,600	
	その他の使用	全日	3,050	3,400	
和室	午前		860	1,000	
	午後		1,080	1,200	
	夜間		1,290	1,500	
	全日		2,700	3,000	
会議室	午前		860	1,000	
	午後		1,080	1,200	
	夜間		1,290	1,500	
	全日		2,700	3,000	

内 容	区 分	基準条件	使用料・手数料		備考
			現行額	改正額	
放送設備	1回		3,780	4,200	
ワイヤレスマイクセット	1回		1,940	2,200	
スポットライト	1回		1,940	2,200	
フットライト	1回		1,940	2,200	
ロアーホリゾンライト	1回		1,940	2,200	
アッパーホリゾンライト	1回		1,940	2,200	
ボーダーライト	1回		1,940	2,200	
屋外体育施設	入場料徴収なし	スポーツ・レク	無料	無料	
	入場料徴収なし	その他の使用	16,200	17,900	
	入場料徴収	スポーツ・レク	16,200	17,900	
	入場料徴収	その他の使用	54,000	59,400	
●おけとパークゴルフ場 担当:社会教育課社会体育係 TEL 52-3075					
1日券			300	500	
回数券	12枚綴り		3,000	5,000	
シーズン券			10,000	11,000	
シーズン券(満75歳以上の者)			6,000	6,000	額変更なし
	置戸町内に居住する者		3,000	3,000	額変更なし
●南ヶ丘スキー場 担当:教育委員会社会教育課社会体育係 TEL 52-3075					
1回券	大人		110	200	
	小人		50	100	
回数券	大人		1,040	1,200	
	小人		520	600	
1日券	大人		1,040	1,200	

内 容	区 分	基準条件	使用料・手数料		備考
			現行額	改正額	
	小人		520	600	
シーズン券	大人		10,490	11,600	
	小人		5,240	5,800	
ナイター券	大人		520	600	
	小人		300	400	
●森林工芸館・どま工房・オケクラフト共同工房 担当:教育委員会森林工芸館 Tel 52-3170					
森林工芸館	乾燥施設	基本料金(1日)	2,050	2,250	
	乾燥施設	従量料金(1回)	実費	実費	
	農畜産物加工室・木工室	午前	無料	2,250	
	農畜産物加工室・木工室	午後	無料	2,590	
	農畜産物加工室・木工室	夜間	無料	2,700	
	農畜産物加工室・木工室	全日	無料	6,780	
どま工房	どま研修室・和室研修室	午前	2,050	2,250	
	どま研修室・和室研修室	午後	2,360	2,590	
	どま研修室・和室研修室	夜間	2,460	2,700	
	どま研修室・和室研修室	全日	6,170	6,780	
オケクラフト共同工房	作業用建物	一般型工房(1ヶ月)	32,400	35,640	
	作業用建物	塗装型工房(1ヶ月)	36,000	39,600	
	乾燥施設	基本料金(1日)	5,450	5,990	
	乾燥施設	従量料金(1回)	実費	実費	
●ごみ処理関係 担当:町民生活課住民生活係 Tel 52-3315					
燃やすごみ袋・埋めるごみ袋	15L(小)		35	40	
	30L(中)		65	70	

内 容	区 分	基準条件	使用料・手数料		備考
			現行額	改正額	
	45L(大)		95	100	
粗大ごみ	長辺1m以内		200	210	処理券シール1枚分
	長辺1～2m以内		400	420	処理券シール2枚分
廃棄物処理業等許可申請等	1件につき		3,000	3,300	
●地目認定・地籍調査関係 担当:農業委員会 TEL 52-3361					
地目の認定についての証明	1筆につき		400	800	
	1筆増す毎		—	400	
地籍図・雑図・集成図の交付	A2判以上	1枚につき	1,500	2,000	
	A3判以下	1枚につき	500	800	
航空写真・地籍調査成果簿の交付	A3判以下	1枚につき	500	800	図根三角点成果簿を除く
図根三角点成果簿の交付	A4判以下	1枚につき	500	800	
その他の公図の交付	A3判以下	1枚につき	500	800	
地番図電子データ	1件		無料	60,000	
地籍簿の閲覧	1筆につき		200	300	
図根三角点網図・多角点網図・図根点配置図の閲覧	1枚につき		700	800	
航空写真・地籍調査成果簿・図根三角点成果簿の閲覧	1枚につき		200	300	
その他の公図の閲覧	1枚につき		200	300	
●建設関係 担当:施設整備課管理係 TEL 52-3314					
道路占用料 法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	310	430	
	第2種電柱	1本につき1年	480	670	
	第3種電柱	1本につき1年	650	900	
	第1種電話柱	1本につき1年	280	390	
	第2種電話柱	1本につき1年	450	620	

内 容	区 分	基準条件	使用料・手数料		備考
			現行額	改正額	
	第3種電話柱	1本につき1年	620	850	
	その他の柱類	1本につき1年	28	39	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	3	4	
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1mにつき1年	2	2	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	270	380	
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	170	230	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	560	780	
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	240	330	
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	760	590	
	その他のもの	占用面積1㎡につき1年	560	780	
// 法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	12	16	
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの	長さ1mにつき1年	17	23	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	長さ1mにつき1年	25	35	
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの	長さ1mにつき1年	34	47	
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの	長さ1mにつき1年	50	70	
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの	長さ1mにつき1年	67	93	
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの	長さ1mにつき1年	120	160	
	外径が0.7m以上1m未満のもの	長さ1mにつき1年	170	230	
	外径が1m以上のもの	長さ1mにつき1年	340	470	
// 法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1㎡につき1年	560	780	
// 法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室(階数が1のもの)	占用面積1㎡につき1年	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額	
	地下街及び地下室(階数が2のもの)	占用面積1㎡につき1年	Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	
	地下街及び地下室(階数が3以上のもの)	占用面積1㎡につき1年	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額	

内 容	区 分	基準条件	使用料・手数料		備考
			現行額	改正額	
	上空に設ける通路	占用面積1㎡につき1年	380	290	
	地下に設ける通路	占用面積1㎡につき1年	230	180	
	その他のもの	占用面積1㎡につき1年	560	780	
// 法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日	8	6	
	その他のもの	占用面積1㎡につき1月	76	59	
// 政令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。一時的に設けるもの)	表示面積1㎡につき1月	76	59	
	看板(アーチであるものを除く。その他のもの)	表示面積1㎡につき1年	760	590	
	標識	1本につき1年	450	620	
	旗ざお(祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの)	1本につき1日	8	6	
	旗ざお(その他のもの)	1本につき1月	76	59	
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの)	その面積1㎡につき1日	8	6	
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。その他のもの)	その面積1㎡につき1月	76	59	
	アーチ(車道を横断するもの)	1基につき1月	760	590	
	アーチ(その他のもの)	1基につき1月	380	290	
// 政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1㎡につき1月	560	780	
// 政令第7条第3号に掲げる工作物		占用面積1㎡につき1月	Aに0.028を乗じて得た額	Aに0.031を乗じて得た額	
// 政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1㎡につき1月	76	59	
// 政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1㎡につき1月	56	78	
// 政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1㎡につき1年	Aに0.02を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	
	上空に設けるもの	占用面積1㎡につき1年	Aに0.02を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	
	その他のもの	占用面積1㎡につき1年	Aに0.028を乗じて得た額	Aに0.025を乗じて得た額	

内 容	区 分	基準条件	使用料・手数料		備考
			現行額	改正額	
// 政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占有面積1㎡につき1年	Aに0.02を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	
	その他のもの	占有面積1㎡につき1年	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	
// 政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占有面積1㎡につき1年	Aに0.02を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	
	その他のもの	占有面積1㎡につき1年	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	
// 政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1㎡につき1年	Aに0.02を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	
	上空に設けるもの	占有面積1㎡につき1年	Aに0.02を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	
	その他のもの	占有面積1㎡につき1年	Aに0.028を乗じて得た額	Aに0.031を乗じて得た額	
// 政令第7条第12号に掲げる器具		占有面積1㎡につき1年	Aに0.028を乗じて得た額	Aに0.025を乗じて得た額	
// 政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	占有面積1㎡につき1年	Aに0.02を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	
	上空に設けるもの	占有面積1㎡につき1年	Aに0.02を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	
	その他のもの	占有面積1㎡につき1年	Aに0.028を乗じて得た額	Aに0.031を乗じて得た額	
流水占用料(年額) 鉱工業用水	1年度又は1使用期間	毎秒0.1㎥	342,000	453,200	
// 汽かん冷却用水	1年度又は1使用期間	毎秒0.1㎥	64,000	84,700	
// 農産物加工用水	1年度又は1使用期間	毎秒0.1㎥	32,000	41,800	
// 魚族養殖用水	1年度又は1使用期間	毎秒0.1㎥	95,000	125,400	

内 容	区 分	基準条件	使用料・手数料		備考
			現行額	改正額	
// 鉱泉用水	1年度	1口	類似の土地の価格(地方税法(昭和25年法律第226号)第349条に規定する固定資産課税台帳に登録された価格をいう。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額	類似の土地の価格(地方税法(昭和25年法律第226号)第349条に規定する固定資産課税台帳に登録された価格をいう。以下同じ。)に100分の6を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た金額	
// その他の用水	1年度又は1使用期間	毎秒0.1m ³	64,000	84,700	
土地占用料(年額)	鉱泉地	1口	類似の土地の価格に100分の5を乗じて得た額	類似の土地の価格に100分の6を乗じて得た額	
	工作物の伴う敷地	1m ²	近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格(以下「近傍価格」という。)に100分の5を乗じて得た額(その額が20円に満たない場合にあつては、20円)	近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格(以下「近傍価格」という。)に100分の6を乗じて得た額(その額が20円に満たない場合にあつては、20円)	
	工作物の伴わない敷地	1m ²	近傍価格に100分の3を乗じて得た額(その額が10円に満たない場合にあつては、10円)	近傍価格に100分の5を乗じて得た額(その額が10円に満たない場合にあつては、10円)	

内 容	区 分	基準条件	使用料・手数料		備考
			現行額	改正額	
	農耕用敷地	1㎡	近傍類似の土地の1平方メートル当たりの小作料の標準額(農地法(昭和27年法律第229号)第24条の2第1項の規定に基づき置戸町農業委員会が定めた小作料の標準額(その定めがないときは、類似の市町村農業委員会が定めた小作料の標準額)をいう。以下同じ。)に100分の50を乗じて得た額	近傍類似の土地の1平方メートル当たりの小作料の標準額(農地法(昭和27年法律第229号)第24条の2第1項の規定に基づき置戸町農業委員会が定めた小作料の標準額(その定めがないときは、類似の市町村農業委員会が定めた小作料の標準額)をいう。以下同じ。)に100分の10を乗じて得た額	
	採草及び放牧用敷地	1㎡	近傍の畑の用に供している土地の1平方メートル当たりの小作料の標準額に100分の30を乗じて得た額	近傍の畑の用に供している土地の1平方メートル当たりの小作料の標準額に100分の60を乗じて得た額	
	鉄道及び軌道用敷地	1㎡	70	80	
	漁業及び養殖用水面	1㎡	15	20	
	けい船その他に係る水面	1㎡	25	30	
	管の埋設	1m	25	47	
	電柱	1本	620	670	
	鉄塔	1基	1,250	780	
土石採取料その他の河川産出物採取料	土砂	1㎡ ³	130	154	
	砂	1㎡ ³	160	187	
	切込砂利	1㎡ ³	160	187	
	砂利	1㎡ ³	160	187	
	玉石	1㎡ ³	210	253	

内 容	区 分	基準条件	使用料・手数料		備考
			現行額	改正額	
	転石	1m ³	890	1,056	
	芝草	1m ²	50	59	
	木杭	1束	100	118	
	粗朶	1束	60	71	
	帯梢	同(25本)	100	118	
	凍氷	100kg	50	59	
	雑草	100kg	70	83	